

熊本市 農業委員会だより



熊本市農業委員会総会（令和6年6月）

ご 挨拶



熊本市農業委員会
会長
福原 幸一

市民の皆様には、日頃より農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび熊本市農業委員会では、委員の任期満了に伴い、新たな農業委員・農地利用最適化推進委員による体制がスタートしました。

私は、農業委員の皆様のご推挙により、前期に引き続き会長職を拝命いたしました。会長という重責を担いますことは誠に光栄であるとともに、改めて身の引き締まる思いでございます。

さて、昨今の本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加といった問題に加え、近年の世界情勢の変化に伴う肥料等の価格高騰や豪雨・猛暑などの異常気象の影響により、これまで以上に厳しい状況となっております。

このようなか、私たち農業委員会では、「担い手への農地の集積・集約」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」などの「農地利用の最適化の推進」に関する活動に、農業委員と農地利用最適化推進委員が丸となって取り組んでいるところでございます。

今後も本市の農業の振興、地域の発展を図るため、市民の皆様や関係機関と連携を取りながら活動に取り組む所存でございますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

第 26 次 農 業 委 員 会 委 員 の ご 紹 介

農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、市長から任命された農業委員24名と農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員48名、合わせて72名の新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が誕生しました。

農地の売買、贈与、貸借、農業者年金などに関するお問い合わせは、農業委員・農地利用最適化推進委員または事務局までご相談ください。

中央区・東区



桂 富士夫【推】
(小山戸島担当)



榊田 幸廣【推】
(供合・広畑担当)



高木 幸一【推】
(健軍・秋津・出水・本山担当)



嶋村 鎮雄【推】
(画図担当)



坂本 修【農】



西富大二郎【農】
(地区代表委員)

西 部 地 区

西区



牛島 信彦【推】
(松尾担当)



西田 恭【推】
(白坪担当)



田尻 雄二【推】
(上熊本担当)



森山 哲也【農】



葭村 誠一【農】
(地区代表委員)



松野 静一【推】
(小山戸島担当)



田中 敏郎【農】



内田 勤矢【農】
(地区代表委員)

河内地区



河野 道彦【推】
(中島担当)



今山 康成【推】
(小島担当)



西 重敏【推】
(城山担当)



清田 重信【推】
(池上担当)

【推】
【農】
農業委員
農地利用最適化
推進委員



村上 良一【推】
(芳野担当)



上妻美智也【推】
(芳野担当)



清田 高士【推】
(河内担当)



石川 隆【推】
(河内地区)



東 哲治【農】

南部・飽田地区

松村 繁輝【推】
(田迎・御幸・川尻担当)中村 佳正【推】
(田迎・御幸・川尻担当)園田 芳信【推】
(力合・日吉担当)

深水 進【農】

田中 友博【農】
(地区代表委員)

天明地区

松永 親【推】
(中緑・銭塘担当)

林田 智博【農】

木下 三智也【農】
(地区代表委員)岡田 直哉【推】
(藤富・八分字・並建担当)田中 祥一郎【推】
(藤富・八分字・並建担当)

富合地区

小山 秀一【推】
(奥古閑・海路口・川口担当)松田 克己【推】
(奥古閑・海路口・川口担当)馬原 公博【推】
(中緑・銭塘担当)上田 隆幸【農】
(地区代表委員)福原 幸一【農】
(会長)

城南地区

網田 稔【農】
(地区代表委員)宮本 淳一【農】
(副会長)高濱 光洋【推】
(守富担当)成松 道敏【推】
(守富担当)松本 忠房【推】
(杉合担当)武田 浩信【推】
(豊田担当)山下 孝司【推】
(豊田担当)松永 壽昭【推】
(隈庄担当)丹部 正一【推】
(杉上担当)園田 茂【推】
(杉上担当)

松田 則康【農】

北 部 地 区

坂口 恵弘【推】
(西里担当)野田 栄次郎【推】
(西里担当)宮田 和典【推】
(清水・竜田担当)

上島 恵二【農】

西村 清敏【農】
(地区代表委員)

植 木 地 区



牧坂 邦夫【農】

谷口 憲治【農】
(地区代表委員)牧野 正治【農】
(副会長)浅井 賢一【推】
(川上担当)牛島 信治【推】
(川上担当)中嶋 一男【推】
(田原担当)畠山 義臣【推】
(山本担当)上田 定信【推】
(山本担当)

上村 悦美【農】



福嶋 徳行【農】

有田 忠雄【推】
(吉松担当)高群 義彦【推】
(植木・山東担当)角田 健次【推】
(桜井担当)前田 良成【推】
(菱形担当)清田 博成【推】
(菱形担当)

【農】 農業委員
【推】 農地利用最適化
推進委員

徳永 芳也【農】
(中立委員)市
内
全
地
区東田 安弘【推】
(田底担当)緒方 良博【推】
(吉松担当)

【知って得する農業者年金】

農業者年金の6つのポイント

- ポイント1 農業者なら広く加入できる
- ポイント2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- ポイント3 保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められる
- ポイント4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある
- ポイント5 税制面で優遇措置がある
- ポイント6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者

65歳未満
60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 途中脱退、再加入も可能です。

農業者年金の3つのメリット

メリット1

女性に優しい

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします！
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料の国庫補助も

メリット2

若年層には手厚い政策支援（保険料補助）

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます。

メリット3

税制面で大きな優遇

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。
- 運用益は非課税です。
- 将来年金として受け取る際も、大きな控除があります。

詳しくは… 農業者年金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。



独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

●企画調整室

TEL: 03-3502-3199

TEL: 03-3502-3942

【農地バンクくまもと(熊本県農業公社)を活用しませんか】

農地の貸し借りを円滑に行うため、知事の指定を受けた**熊本県農業公社（農地中間管理機構）**が公的な立場でサポートします

熊本県農業公社は、知事の指定を受けて、農地を貸したい者（出し手）と農地を借りたい者（受け手）の間に入って、農地の貸借をお手伝いする公的機関です



手続きは、市町村の農政担当課または農業委員会に受付窓口を代行していただいております

公益財団法人 熊本県農業公社 Tel 096-213-1237

〈出し手のメリット〉

- 賃料は農業公社が受け手から徴収し、お支払いします
- 貸された農地は、契約期間満了後に確実に戻ってきます（更新可能）
- 相続税、贈与税の納税猶予が継続されます（税務署への届出が必要）

〈受け手のメリット〉

- 出し手が複数でも賃料は公社が一括して口座から引き落とすため、賃料支払の事務は不要です（振込手数料なし）
- 分散した農地の集約化が可能となり、作業効率や生産性の向上につながります

農地を相続したら届出をお願いします（農地法第3条の3）

相続等により農地の権利を取得した方は、農地のある市町村の農業委員会に届け出が必要です。

農地を農地以外にするときは申請や届出が必要です

●農地転用とは

農地を住宅などの建築物や駐車場・資材置場など、農地以外の用途にすることです。一時的に資材置場などに利用する場合も転用になります。

●農地転用には事前に許可が必要です

農地の場所によって用途が決められており転用ができないことがあります。特に市街化調整区域については、転用できるかを事前に相談してください。下記の表にあるように管轄地域がありますので、問い合わせや相談をお願いします。

●違反転用には罰則があります

許可なく転用した場合や、許可された事業計画の通りに転用していない場合は、農地法に違反することになり、農地の所有者を含めた違反転用者には次のような措置が講じられる場合があります。

- ・ 工事の中止や原状回復などの命令
- ・ 罰則の適用（3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金）



農業委員会事務局の管轄地域及び問合せ先

農地の所在地	管轄する事務局の名称・所在地・電話番号
中央区、東区	本庁（住友生命熊本ビル9F） 熊本市中央区花畑町9番24号 ☎ 096-328-2781
西区、南区の富合・城南を除く地域	西南分室（西区役所別館1F） 熊本市西区小島2丁目7番1号 ☎ 096-329-1179
南区の富合、城南地域	富合・城南分室（城南まちづくりセンター2F） 熊本市南区城南町宮地1050番地 ☎ 0964-28-3211
北区	北区分室（北区役所3F） 熊本市北区植木町岩野238番地1 ☎ 096-272-6908



農業情報を分かりやすくお伝えします。

人づくり、経営づくり、に役立ちます。

●毎週金曜日発行 ●購読料1ヵ月700円（税込み）

お申し込みは、農業委員・推進委員または、農業委員会へ

発行・編集 / 熊本市農業委員会 熊本市中央区花畑町9番24号

☎ 096-328-2781

FAX 096-353-0061

Email : nougyouiinkai@city.kumamoto.lg.jp